

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

磐梯町長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	磐梯町 (07407)	
地域名 (地域内農業集落名)	落合地区 (落合)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は3戸の農家と一つの集落営農法人が主に水稻、ソバを栽培しているが、農業従事者の高齢化、後継者不足、農産物の価格低迷と農業機械への多額の投資が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の継承、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持管理していく体制整備が必要。
今後は、集落営農法人を中心に農地の集積・集約化を進め、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れなどの仕組みの整備を進める。地域における将来の取組みとしては、有機農業の推進や野菜等へ転換などに取り組み、併せて、団地化の形成を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

対象エリアを日本型直接支払制度の対象エリアをメインとしつつ、農業振興地域のうち農用地区域内の優良農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際は、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路、施設等の改修を進め、農用地の有効活用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、町やJAと連携しながら、認定農業者や新規就農者の確保に努め、農地をあっせんし、技術指導の支援を展開していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で集落営農法人への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策： 電気柵や有効な忌避剤等の活用や集落点検マップの作成
 ②有機・減農薬・減肥料： 現行の有機農業の推進や講習会への参加及び研究
 ③スマート農業： デジタル技術やドローン等機材を活用しながら作業の簡素化や効率的な生産に取り組む
 ⑦保全・管理等： 日本型直接支払制度を活用しながらエリア内における農地の良好な保全と管理等に努める
 ⑧農業用施設： 野菜等転換に伴うパイプハウスの整備及びミニライスセンターの有効活用